

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5年 7月19日

札幌市長 様

提出者

住 所 札幌市南区川沿13条2丁目1番38号

氏 名 医療法人愛全会 愛全病院

理事長 赤塚 知以

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 011-571-5670

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人愛全会 愛全病院
事業場の所在地	札幌市南区川沿13条2丁目1番38号
計画期間	令和5年 4月1日～令和 6年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	550床
③ 従業員数	576名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	排出事業者【愛全病院】 ↓ 収集運搬委託業者 ↓ 中間処理(焼却)委託業者 ↓ 最終処分(埋立)委託業者



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 処理計画統括責任者：病院長 ↓ 院内感染防止対策委員会 ↓ 院内感染防止対策室：感染管理認定看護師、医療特別管理産業廃棄物管理責任者（事務員） ↓ 施設管理部：現場担当		
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物
	排 出 量	186.37 t t
(これまでに実施した取組) 新型コロナ感染者発生のため、感染性廃棄物が増加。 最近収束宣言を行った。		
② 計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	排 出 量	100.0 t t
(今後実施する予定の取組) 感染対策を徹底し、廃棄物発生量を抑えるように努める		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・感染性廃棄物に下記の種類が混入しないように徹底している。 ・一般廃棄物として廃棄するもの（ペーパータオル、燃えるごみ） ・非感染性廃棄物（医薬品の外装プラスチック袋）	
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・継続して感染性廃棄物に下記の種類が混入しないように徹底する。 ・一般廃棄物（ペーパータオル、燃えるごみ） ・非感染性廃棄物（医薬品外装プラスチック袋）	

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・該当なし		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・該当なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・該当なし			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・該当なし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
② 計画	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
		・該当なし
① 現状	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
② 計画	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	
		・該当なし

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	全処理委託量	186.37t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(これまでに実施した取組)		
		・北海道知事から許可を受けた者であることの確認に併せ、処理方法、施設の特色等を確認のうえ委託業者を選定している。

		【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物
② 計画	全処理委託量	100.0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		<p>・新型コロナが5類に移行したことを鑑み、なんでも感染性廃棄物で廃棄されていたものの分別を徹底し、大幅に増えた感染性産業廃棄物の削減に努める。</p>
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和4年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	186.370 t	
(今後実施する予定の取組)		電子マニフェストは令和2年 4月～より導入。	
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模がわかるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項のすべてを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。